

# 幼児教育・保育の無償化について【矢板市】

【幼稚園（新制度に移行していない）を利用している保護者の方へ】

- 令和元年10月分からの保育料が無償化（施設等利用給付）の対象となります。  
※満3歳から小学校就学前までの子どもは、給付の上限は月額25,700円です。  
※給食の食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化（給付）の対象外です。
- 無償化の対象となるためには、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受け  
る必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。

◇提出期限（必着）

- ・令和元年10月から認定を受けたい場合：令和元年9月13日（金）
- ・令和元年11月以降認定を受けたい場合：認定を受けたい月の前月10日まで

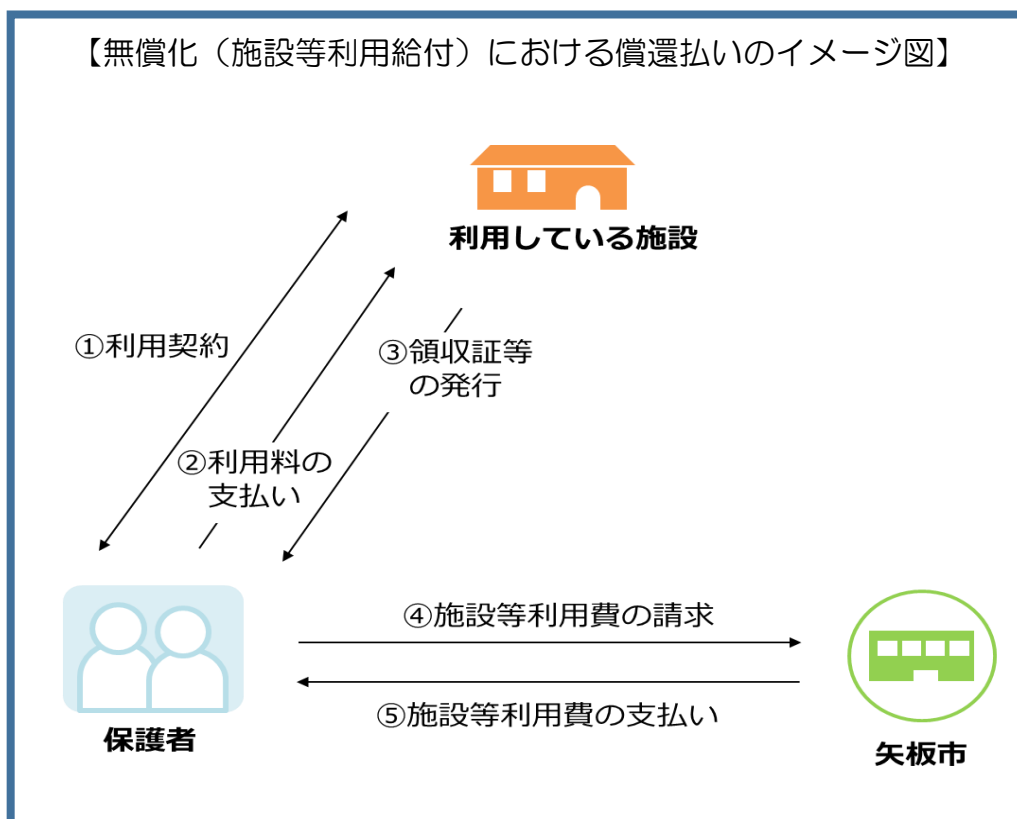
◇提出先

- ・矢板市健康福祉部子ども課

◇提出書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書【様式1】

- 無償化の対象となった場合は、施設へ支払った保育料（利用料）を、後ほど市が保護者へお支払い（償還払い）します。（下図参照）  
詳しい手続きの方法や時期等については、後日ご案内します。



【問合せ先】矢板市健康福祉部子ども課保育担当 電話：0287-44-3600

# 幼児教育・保育の無償化について【矢板市】

## 【預かり保育の無償化について】

幼稚園で実施している預かり保育については、「保育の必要性の認定」を受けた場合に限り、利用料が無償化（給付）の対象となります。（給付上限は月額 11,300 円）

保育の必要性の認定を受けたい場合には、下記の書類を市へ提出してください。

### ◇提出書類（預かり保育の無償化を希望する場合）

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書【様式2】
- ・就労（内定）証明書（保育を必要とする理由が「就労」の保護者分）
- ・申立書及びその確認書類（保育を必要とする理由が「就労」以外の保護者分）

※保育の必要性の認定を受けるためには、すべての保護者が下記のいずれかに該当していることが必要です。

### 【保育を必要とする理由】

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 就労     | 月に 64 時間以上労働することを常態としていること |
| (2) 妊娠・出産  | 妊娠中であるか出産後間もないこと           |
| (3) 疾病・障がい | 疾病・負傷していること、障がいを有していること    |
| (4) 介護・看護  | 同居の親族を常時介護・看護していること        |
| (5) 災害復旧   | 災害の復旧に当たっていること             |
| (6) 求職活動   | 求職活動を継続的におこなっていること         |
| (7) 就学     | 学校・専修学校等に在学していること          |
| (8) その他    | 上記に類する状態であると市が認める場合        |